

令和8年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月11日(木) 午後1時30分から午後3時20分
2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (15名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕	緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早	苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	西 尾 真	帆
〃	3 番	山 田 準 二	〃	1 3 番	藏 内 敏	博
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 4 番	石 谷 隆	隆
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 5 番	柳 田 和	廣
			〃	1 6 番	竹 森	潔
			〃	1 7 番	福 安	修
			〃	1 9 番	川 上 信	温

4. 欠席委員 (3名)

委 員	4 番	砂 川 重 雄	委 員	7 番	小 林 照 美
〃	1 0 番	下 田 義 男			

5. 農地利用最適化推進委員 (35名)

鳥 取	安 場 信	湖 東 山 根 一 美	佐 治 町	山 下 増 治
〃	太 田 忍	国 府 町 吉 永 昇 平	〃	小 谷 章
邑 美	有 本 知 勝	〃 山 脇 隆	気 高 町	角 田 完
〃	竹 内 七 郎	〃 福 田 明	〃	田 中 清
〃	山 根 昌 博	〃 福 田 克 彦	〃	浜 辺 信
せんだい	有 田 裕	福 部 町 平 林 秀 庸	〃	山 下 泰
〃	森 本 寿 夫	〃 谷 口 泰 彦	〃	居 川 春
高 草	内 田 洋之助	河 原 町 荻 原 誠	鹿 野 町	小 林 洋
〃	宮 本 計 温	〃 高 田 三 朗	青 谷 町	花 原 伸
湖 南	森 清 美	〃 漆 原 清 志	〃	井 上 智
湖 東	佐々木 文 仁	用 瀬 町 西 村 勝	〃	大 石 剛
〃	村 上 文 夫	〃 池 本 和 明		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 1 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 1 2 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 1 3 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 1 4 号	所有者等を確認することができない農地について
議案第 1 5 号	非農地証明について
議案第 1 6 号	鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 近藤係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和8年度第3回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、委員18名中15名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号16番 竹森委員、17番 福安委員にお願いします。
議長	議事に入ります。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請がありましたのは、審議を保留していた整理番号13番と、整理番号14番から20番の7件を合わせた、合計8件です。 整理番号13番は、本高で売買による所有権移転です。 整理番号14番は、叶で贈与による所有権移転です。 整理番号15番は、賀露町で売買による所有権移転です。 整理番号16番は、気高町浜村で贈与による所有権移転です。 整理番号17番、18番は、国安で交換による所有権移転です。 整理番号19番は、河原町渡一木で贈与による所有権移転です。 整理番号20番は、福部町湯山で売買による所有権移転です。 いずれも、申請内容は農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われます。
議長	では、整理番号13番を審議します。担当の内田推進委員、報告をお願いします。
内田委員	先月の総会の時点では、譲受人と面談が出来ていなかったため、十分に確認ができず、審議保留としましたが、5月13日に本高集会所で聴き取りを行いました。参加したのは中村農業委員、事務局、私と譲受人、さらに、地元区長と実行組合長に同席してもらいました。譲渡人はこの集落の生まれですが、若くして県外に出られ、以前のように地元に戻って来ることはないようです。譲渡人は、もう高齢のため、何年も空家になっている家と農地をまとめて処分したいということで今回の申請に至っています。 なお、現在の耕作者とは、今季の収穫後に返還することで合意されています。 譲受人は鳥取市内の出身ですが、高校卒業後は県外で不動産賃貸等の事業をされており、現在もそちらに居住されています。鳥取にもいくつか物件を所有されており、2ヶ月に1回程度は帰って来られているようです。そのため、実家や徳尾の事務所が拠点となります。 これまでに農業の経験はありませんが、これから農業機械等を購入し、将来的にはもっと規模を拡大して、経営している会社の従業員も、労働力として使う予定のようですし、JAの農作業受託組織にも相談されたと聞いていますので、いろいろと勉強されているところだろうと思います。 ただ、未経験ということもあってか、農業の難しさを分かっていないと感じます。取得後において、全ての農地を効率的に耕作できるかどうか、心配しています。
議長	引き続き、担当の中村農業委員、報告をお願いします。

中 村 委 員	内田推進委員が報告してくれたとおり、まったく農業をしたことが無いという点が不安です。一緒に購入する空家を活用し、農業体験を提供する農家民宿も事業として検討されているようですが、やはり農業経験が無いことから疑義が残っています。 申請の内容は許可要件を満たし得るかもしれませんが、個々の審査項目について、完全に問題なしと判断するに至らず、許可相当とまでは言い難いと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。
建 部 委 員	新規就農については賛成ですが、水稻を栽培するには年間200日から250日の農作業が必要ではないでしょうか。
中 村 委 員	本人は2拠点生活をされているので、日常的な管理については、雇用した従業員を常駐させなければ無理だろうと思います。
内 田 委 員	地元の実行組合の方は、水や畦草の管理などで近隣に迷惑をかけないような体制が築ければ問題ないとの考えです。
議 長	新規に農業を始めるとか、農地を集積しようという人は応援していかなければならないと思いますが、法人を立ち上げるとなれば、日常的な管理を担うような労働力は確保出来るのでしょうか。
中 村 委 員	今の段階では具体的な計画には至っていません。
竹 森 委 員	事務処理基準で、年間150日以上は農業に従事しなければならないようになっていきます。要は、ちゃんと農業するかどうかの見極めが必要です。 本当に農業が出来るのかどうか、先ずはやってみてから判断してはどうでしょう。
内 田 委 員	この地域で大規模に集積している法人があります。面談した時もちょうど田植えをしている時期でしたので、農業の大変さを勉強する意味でも、参考にした方がよいと助言しましたが、そこには行かれなかったみたいです。
福 安 委 員	やる気を持って就農しようという想いは尊重すべきです。ただし、しっかりとした営農計画が伴っていないかならないと思います。具体的なものがあるのなら、継続審議としてもいいのではないのでしょうか。
藏 内 委 員	農機具の整備状況や通作の面から見て、申請された農地を効率的に利用することができるかというところで判断する必要がありますので、難しいようでしたら不許可になるのではありませんか。
議 長	しっかりと営農計画を立て、農地を効率的に耕作するというのが大前提になるわけですから、新規就農には農業経験や技術が求められます。法人であれば、営農スキルを持ったスタッフが必要だと思います。一般論として、事務局の見解はどうですか。
事 務 局	まず、全部効率利用要件についてですが、農地を効率的に耕作することができるかの判断です。これから導入しようとする機械や労働力も含みますが、技術面において適切に営農できるか、確実と言えないのであればこれに抵触します。 次に、常時従事要件です。竹森委員からも年間150日という基準を言われましたが、権利取得者が、必要がある限り農作業に従事していれば認められます。つまり、初めから基幹的な作業を全て丸投げするというのであれば、それは不適切です。 最後に、地域との調和要件ですが、周辺農業者が一体となっていく水利調整に参加しないことにより、地域の農業水利が阻害される場合などが該当します。 いずれにせよ、書面上は要件を満たしていても、実際にはどうかで判断します。

柳 田 委 員		保留して様子を見てはどうですか。
山 田 委 員		過去にも、貸借により耕作したうえで所有権の移転をした事例はありますし、そのように提案してみてもいいのではないでしょうか。 ずっと保留というわけにもいきませんので、結論は出さなければなりません。
議 長		そうですね。反対意見が多いようですが、仮に不許可とした場合、事務局から貸借を促すことは可能でしょうか。委員からも1年ないし2年間は耕作してから、という声が出ています。
事 務 局		条件として強制することはできませんが、提案として伝えることは出来ます。
議 長		それでは、質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号13番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手なし)
議 長		賛成なしと認めます。よって、本案は不許可と決定いたしました。 次に、整理番号14番を審議します。担当の太田推進委員、報告をお願いします。
太 田 委 員		6月2日に蔵内農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 譲渡人はこの集落から離れたため、近年、自宅や畑を処分しているところであり、親戚関係にある譲受人へ贈与することになりました。 申請地は集落内の畑で、いつでも耕作できるように管理されていますし、許可することに問題ありません。
議 長		引き続き、担当の蔵内農業委員、報告をお願いします。
蔵 内 委 員		太田推進委員から報告があったとおり、許可することに問題はないと判断します。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号14番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号15番を審議します。担当の村上推進委員、報告をお願いします。
村 上 委 員		6月2日に川上農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 譲渡人と譲受人は親族で、譲渡人が施設に入所することになったため、所有権移転することになりました。 譲受人は農地や農具舎をきちんと管理しており、許可するに問題ありません。
議 長		引き続き、担当の川上農業委員、報告をお願いします。
川 上 委 員		譲渡人の配偶者が亡くなられ、10年ほど前から譲受人が申請地を耕作していますので、何ら問題はないと思います。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号１６番を審議します。担当の田中推進委員、報告をお願いします。
田 中 委 員		６月４日に石谷農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 申請地は、もともと譲受人の母が借受けて耕作してきた畑で、野菜が栽培されています。昨年の１０月に母が亡くなり、南側の畑を相続したこともあり、この度の申請になったようです。引き続き耕作するものですので、許可するに問題ありません。
議	長	引き続き、担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石 谷 委 員		田中推進委員から報告があったとおりで、許可することに問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次の整理番号１７番、１８番は関連していますので、一括して審議します。担当の竹内推進委員、報告をお願いします。
竹 内 委 員		６月２日に下田農業委員、事務局、私、と申請者両名で、現地を確認しました。 申請地は千代川と土手の間の畑ですが、川が増水して、浸かることが数年に一度あります。隣どうしで、利便性向上のため交換しようというものです。境界が不明瞭ですが、両者で確認するとのことですので、問題はありません。 それぞれの申請について、下田委員も私も、許可は妥当であると判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号１７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号１８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号１９番を審議します。担当の荻原推進委員、報告をお願いします。
荻 原 委 員		６月３日に河毛農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 譲渡人は遠方に住んでおり、実家は空家になっています。申請地も柿・ビワ・ユズなどの木があり、管理されず放置されています。約２年前にも田を譲渡されたのですが、申請地は農具舎が建っていたため、遅れていたものです。 今後は、果樹畑として肥培管理するとのことで、有効活用されると判断しました。

議	長	引き続き、担当の河毛農業委員、報告をお願いします。
河 毛 委 員		荻原推進委員から報告があったとおりであり、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２０番を審議します。担当の谷口泰彦推進委員、報告をお願いします。
谷口(泰)委員		６月１日に濱田農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 申請地はおおまかに３か所に分かれています、いずれも桃・梅・ラッキョウ等の畑で、よく管理されています。譲渡人の父は梨農家でしたが、急逝したため、規模を縮小し、貸借や売却を検討されていたようです。譲受人は梨とラッキョウを栽培している大規模農家で、申請地のすぐ隣に梨園や直売所を有していますので、とても好条件です。まだ若いですが、頑張っており、機械も揃っていますので、許可することに問題ないと判断します。
議	長	担当農業委員は私ですので、報告します。 譲受人のは場の間に挟まれるように、申請地が点在していましたが、効率よく耕作できるようになりますので、許可は妥当と考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第１２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号３番、４番の２件です。 整理番号３番の申請地は青谷町楠根で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号４番の申請地は用瀬町赤波で、転用目的は墓地です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議	長	では、整理番号３番を審議します。担当の井上推進委員、報告をお願いします。
井 上 委 員		６月２日に竹森農業委員、事務局、私と申請者で現地確認を行いました。 本件について、手続きなく転用していたため、申請するように指導したものです。 申請者は、許可が必要であると知らなかったようですが、過去に違反したことなく、悪質性はありません。許可基準にも適合するため、追認許可が妥当と判断しました。

議 長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹 森 委 員	自宅の隣の農地を土砂で埋められたものですが、顛末書によると、申請者は農地法に基づく許可が必要と知らず、今後は違反しないよう事前に相談するとのこと。 無断転用事案に対する追認許可について整理しておく、違法状態を将来に向って消滅させることは最高裁判所判例でも容認されており、鳥取県では4つの判断要素が示されています。 まず、転用許可基準に照らしてどうかですが、当該地は第2種農地で生産性は高くなく、周辺農地の営農条件へも支障を及ぼすものではありません。 次に、悪質性が認められるかは、今回の事案は、申請者の認識不足によって生じたものであり、反省されていますし、過去に違反転用をしたこともありません。 そして、原状回復を行わせることの利益・公益性について、周辺農地に影響なく、高齢の申請者が復旧費用を工面した場合の経済的・身体的負担や、営農意欲の減退を斟酌すると、不利益が上回ると思います。 最後に、個別の事案に照らして考慮すべき事項として、違反転用の発見はなかなか難しく、農地パトロールと併せて情報収集の必要性を認識しなければなりません。
議 長	質疑・意見はございませんか。
福 安 委 員	農地パトロールを実施した際はどのような状況だったのですか。
竹 森 委 員	その時は気づきませんでした。
井 上 委 員	集落内の小さな畑ですので、そこまでは目が届かなかったということです。
中 村 委 員	何年くらい前から違反転用だったのですか。
事 務 局	聞き取り内容では、4年くらい前に埋立したそうです。 事務局としても、本来は、当初に申請があれば許可できる内容ですので、追認許可することに問題はないと考えます。
議 長	それでは、質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号4番を審議します。担当の西村推進委員、報告をお願いします。
西 村 委 員	6月4日に最適化推進委員2名と事務局、申請者で、現地確認を行いました。 申請地は数年前の災害で水路が崩壊したため、水田として利用できず、畑になっています。高齢になったため、山中の墓地を移転したいという申請であり、周辺の住居からは既に同意を得ていますので、問題ないものと判断します。
議 長	担当の小林照美農業委員は欠席ですので、代わりに福安農業委員から補足があればお願いします。
福 安 委 員	申請書類等も見させてもらいましたが、何ら問題ないものと判断しています。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号４番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第１２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第１３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		一時転用２番の１件です。 申請地は青谷町楠根で、転用目的は仮設道です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議	長	それでは、一時転用２番を審議します。 担当の井上推進委員、報告をお願いします。
井 上 委 員		これも６月２日に竹森農業委員、事務局、私、事業者の担当で確認しました。 公共工事に伴うものですが、工事車両を転回させるために使用します。期間終了後は原状回復するとのことであり、一時転用することに問題ないと判断します。
議	長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹 森 委 員		県発注の急傾斜地崩壊対策事業が実施されており、大部分は公共工事の附帯施設になっていますが、施工業者としては、当該地についても必要と考え、一時転用を申請したものです。現地を確認した際も、大型車両が行き来していました。工事の進捗に支障を来たさないためにも、許可は妥当と考えます。 なお、現場代理人にも工事完了後は農地復元するよう、念押ししています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 一時転用２番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第１３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第１４号「所有者等を確認することができない農地について」を議題とします。事務所の説明を求めます。
事 務 局		今回の手続きについて、きっかけとなったのは貸借により耕作しようとした農業者からの相談です。農地の登記所有者が死亡しているため、市内に住む親族に連絡したところ、相続放棄をしており関与しないと言われたそうです。そこで、事務局が戸籍による相続人調査を行い、家庭裁判所に照会した結果、相続放棄の申述が受理されていることを確認しました。 このままでは耕作放棄地になることが確実ですので、農地法第３２条第３項の規定に基づき、所有者等を確認することができない農地として公示し、知事の裁定により利用権を設定できるようにするものです。
議	長	それでは、質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 1 4 号「所有者等を確認することができない農地について」、原案どおり決定することに異議はございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 続きまして、議案第 1 5 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 2 4 番から 2 9 番の 6 件でございます。 申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	それでは、整理番号 2 4 番を審議します。 担当の山根昌博推進委員、報告をお願いします。
山根(昌)委員		6 月 2 日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地は古墳の近くで、昭和 2 9 年の様子を記録した写真と説明の看板が立っています。当時、ため池周辺を畑とし、サツマイモを作っていたそうですが、今は山林になっており、現地までは行くことが出来ませんので、航空写真でも確認しました。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 2 4 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 2 5 番を審議します。担当の中村農業委員、報告をお願いします。
中 村 委 員		6 月 5 日に前田推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地は集落内にあり、農地法施行日以前より住宅敷地でしたので、非農地と証明することに、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 2 5 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 2 6 番を審議します。担当の西村推進委員、報告をお願いします。
西 村 委 員		6 月 4 日に最適化推進委員 2 名と事務局で、現地確認を行いました。 申請地は十数年耕作されておらず、現在は笹や雑木が繁茂している状態です。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 2 6 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２７番を審議します。担当の漆原推進委員、報告をお願いします。
漆 原 委 員		６月４日に田淵農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請者の祖母が元気な頃は畑をされていましたが、その後は耕作されなくなりました。すぐ背後は山ですし、雑木が生えていますので、現状は原野です。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２８番を審議します。担当の森推進委員、報告をお願いします。
森 委 員		３月４日に福田農業委員、事務局、土地所有者と私で現地確認を行っています。 集落内の道幅が狭いため、３０年ほど前に水路と農道の整備が行われた際、進入路と駐車場を設置したものです。 人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２９番を審議します。担当の小谷推進委員、報告をお願いします。
小 谷 委 員		６月５日に福安農業委員、事務局と私、申請者の代理人で現地確認を行いました。 申請者の実家に隣接した狭小な土地ですが、住宅敷地と一体となっており、雑草が繁茂しています。 人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第１５号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第１６号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものですが、農地番号35番は取り下げられています。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようする農地の面積は、田112,355.91㎡、畑7,834㎡、樹園地3,981㎡で、合計は124,170.91㎡となります。 権利種別の内訳は、賃借権29件、使用貸借による権利47件、所有権移転16件の合計92件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第16号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和8年度 第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時20分